

令和6年度 第2回

開催年月日 令和6年8月2日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金の改定審議
公益代表	3名	2	その他
労働者代表	3名		
使用者代表	2名		

次回専門部会開催予定日 令和6年8月6日

[開会] 午後3時00分

部会長 ただ今から、第2回高知県最低賃金専門部会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日の出席者につきまして、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員2名の計8名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項により準用されました同審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告します。

部会長 では、今回の追加資料の説明を事務局からお願いします。

賃金室長 資料番号9をご覧ください。

1ページは、審議に係る主要なデータにつきまして、全国数値と高知県の数値を比較できるように整理した表です。3要素と雇用情勢などに区分して記載しております。

2ページが、高知県最低賃金の推移ですが、時間額のみとなった平成14年から、各年度に示されました目安額を入れております。黄色の部分が、目安額と引上げ額との差額です。

3ページが、当局の職業安定部で集計して作成した業務主要指標で、令和6年6月までの高知県の有効求人倍率、有効求職者数、有効求人数などの推移が記載されております。

部会長 昨日開催しました第1回専門部会におきまして、労使それぞれの基本的な

張を述べていただきまして、その後持ち帰って双方ご検討いただいたところかと存じます。

本日はさらに審議を尽くしながら、円滑な審議を進めたいと考えています。ご協力をお願いします。

私のほうで前回の基本的な主張をまとめさせていただきますと、労働側からは6点について、

最低賃金について、セーフティネットとしてふさわしい水準への到達を視野に入れた議論をすべき、として、その水準を1,286円、と主張し、

生計費に重点を置いた審議をするべき、として、基礎的支出項目の動向がポイントとなる

外部労働市場における賃金水準も考慮した決定をすべき、として、ハローワークにおける求人賃金はおよそ1,000円あたりで募集していること

地域間 額差” の是正について、現在の最低賃金では、東京と高知で216円の差になっていることから、公労使がそろって額差の是正も念頭に置きながら審議すること

組織労働者と未組織労働者の格差の是正について、2024年春闘の受結水準も一定、考慮すべき

最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない、として、高知県においては、最低賃金の引上げによる県民所得の底上げが重要である、との主張がなされました。

また、使用者側は、

資材やエネルギーコストの高騰に加え、労務費の価格転嫁が十分に行えていない企業もあり、いまだ中小企業が賃上げできる環境が整っているとは言えない状況で、日銀が目指す2%程度の経済成長を達成し、環境を整えることが重要、として、本審議においては、3要素を考慮して、各種データを分析し、どのように最低賃金を導き出したか、労使双方において、納得感のある説明ができるように議論を深めたい、との主張がなされました。

双方の主張について、また、目安の考え方、高知県における経済指標などをもち帰って検討していただいたかと思えます。

昨日の議論を踏まえて、労側の委員からご検討いただいたことについてご説明をお願いします。

市川委員

労働側は基本的には昨日の見解を踏まえた主張と変わっていません。

最初から指値1,286円を提示させていただいていますがけれども、これでどうかということです。

それと、昨日中賃の目安のメッセージがありましたけれども、労働側としては、ポイントは3つあると思えます。

1つ目は、過去最大の上げ幅であるということです。

これはこちら側の勝手な解釈になるかもしれませんが、過去最大ということは、去年の審議の考え方なり、額以上でなければならぬということだろうということです。

2つ目は、やはり中賃でも生計費を中心にして議論をされている。

特に物価上昇については、最賃近傍の労働者に一番影響のある指標を参考にしているということ。

3つ目は、ABCランクの目安が一律になったという中賃のメッセージをどう受け取るかということだと思います。

昨日のメッセージで、地域間格差に配慮という内容があったと思うんですが、これは中賃から地賃の審議のときに格差についても検討せよというメッセージだったんだろうと思っています。

労働側としては、この3つを中心にして議論を進めたいと思っています。

部会長 次に、使用者側からご説明をお願いします。

沖田委員 最初に、当審議会においては、中央最低賃金審議会が示す目安は、従来どおり最も重要な審議資料の一つとして取扱うというので合意されておりますので、ここは尊重して議論すべきだと考えております。

ただ、示された目安額について意見を言わせてもらいますと、目安小委員会において、労使不一致で目安額をまとめることができず、毎年公益委員見解を求め、さらに公益委員見解に対して、労使が不満を表明するという繰り返いで、目安額に納得感が乏しくなる原因はそこにあるのではないかと考えております。

最も、労側は大幅に賃金を上げるべき、使側は極力上げたくないという相反する立場なので、労使の意見が一致することは難しく、中立的な公益委員に仲介してもらうしか方法はないのかもしれませんが。

ただ、そうは言いながらも目安小委員会で示す以上は、少なくともどちらか片方がその意見に賛成する。ここでいえば、多数決の原則により確定するわけなんですけど、そのあたりが見えてこないんで、どちらが賛成して、どちらが反対して、目安額50円が出たかというのが非常にわかりにくい。

もし、公益委員見解の50円というだけであれば、労使の目安小委員会はその場の責任を何も果たしていないんじゃないかという強い憤りも感じております。

そういう中で、中立的な公益委員に見解を委ねたとすると、今回の50円というのは、政府方針に忖度している。偶然かもしれませんが、その拠り所が政府方針の2030年代半ばまでに1,500円にするという目標にあっ

て、50円という額は、今後毎年50円以上引き上げていければ、加重平均で2032～33年ごろには1,500円に到達ということを導き出したのではないかと私は理解しております。

これはなぜかという、前回2023年に1,000円を達成するという目標を政府が発表したあと、今までにない上げ幅で、1,000円に届くように毎年3%を目安額として示してきたことと同じ状況ではないかと考えておりました、50円というのも、相当政府方針に忖度したものでなかろうかと考えております。

高知の本審議におきましては、昨日申し上げたとおり、最賃法9条の3要素に基づき、関係する指標、データを分析し、基準となる額をまず算出し、その上に社会情勢を反映して決めることが必要じゃないかと思っております。

この決定においては、中立的な立場である公益の分析・考えが重要であろうかと考えております。

金額につきましては、中賃審議の答申では3要素の評価において、労働者の生計費として消費者物価指数の3.2%を基準に、年間購入頻度階級別指数5.4%を参考指標として、生計費を重要視したとしています。

賃金については、連合・経団連の調査結果を参考にしながら、賃金改定状況調査結果に基づいて第4表を目安審議における重要な参考資料として、賃金上昇率を十分考慮する必要があるとしています。

賃金支払い能力については、法人企業統計における企業利益は改善していると評価する一方で、大企業と中小企業との差が拡大していることを指摘しております。

また、価格転嫁が十分でないこと、倒産件数の増加、インフレ倒産など、半年期での過去最多を更新していることにも注目をしているところでございます。

使用者側委員としては、これまでの過去の審議におきましては、第4表を重視すべきという姿勢をずっととってきておりました。

今年もそういう姿勢をとるとなると、産業計 Cランク3.1%を適用すると、28円の引き上げで、時給は925円となりますが、当然この社会情勢からこのような主張が受け入れられるとは思っておりません。

よって、当審議会の合意に基づきまして、まずは目安の根拠を精査し、高知県の各種データに照らし合わせ納得が得られるものか、この考え方が将来にわたって有効なのかを含めて考えていきたいと思っております。

事務局においては、本日提出いただいておりますデータがありますが、比較できるデータをできるだけ準備していただいて、その中で検討させていただきたいと思っております。

その上で、人材確保競争が厳しくなる中で、高知県が最賃イメージで大きく劣勢になることは避けるべきだと考えております。

なお、検証の結果50円が適正と判断されるなら、当審議会での労側の主張とは異なるかもしれませんが、参考程度ではありますが、中賃目安小委員会の労側見解である第1段階として、2年程度で全都道府県1,000円以上ということに高知県も遅れをとることはないのではないかという考えです。

また、労側の主張であります、あるべき水準という考え方はよく理解できますが、やはり中小企業はこの高い目標を達成するためには、国や県の手厚い支援が前提でなければ厳しいだろうと考えております。

政府が1,500円を目指す方針を示した以上、今後の10年余りでどのような支援策を講じて1,500円を達成するのか、それこそ異次元の対策・方針を示すべきだと考えております。当然、業務改善助成金だけで足りているとは考えていないと思いますので、今後支援策の提示があれば、もっと前向きな議論になろうかと思えます。国のほうでは、この値を十分提示していただいたら、さらに議論を深めることができるのではないかと考えております。

部会長 昨日の資料など、議論などを深めて、双方から今ご主張をいただきましたけれども、現状なお隔たりが大きいと思えます。

ここで一旦中断して、今日新たに出た資料などを精査しながら、それぞれご検討いただきたいと思えます。

(中断) 15 : 12

(再開) 16 : 00

部会長 それでは、改正審議を再開したいと思います。

労使委員には検討いただいたと思えますけれども、まず労側から本日の検討結果について説明をお願いします。

市川委員 労働側は基本的に考え方を変えていません。あるべき数字を目指すということ。

ただ、そこへ到達する時間的なプロセスについては、若干考える余地があるということです。

部会長 使側の検討結果について説明をお願いします。

沖田委員 先ほど主張したとおりでございますけども、本日は主要なデータにおい

て、全国・高知県の数値について、比較・整理したデータが出ましたので、こちらも参考にして、目安額が適正かどうかもう一度検討した上で、次に臨みたいと思っております。

部会長 ただ今、双方からご意見をお伺いしましたけれども、それぞれの意見についてのご質問などありますでしょうか。

意見なし

部会長 本日は双方ご検討いただいた状況をお聞きしましたけれども、まだ隔たりは大きいと考えております。

本日は以上とさせていただき、持ち帰って双方、十分に分析などご検討いただけたらと思っています。

本日、金額提示は難しいので、次回にしたいと思いますが、本審の10月1日の効力発生日を目指すということになりましたら、8月5日月曜日に答申する必要がありますけれども、現状において月曜日に答申というのは難しい状況じゃないかと思えます。

当初、8月5日10時から第3回専門部会を開催すると予定していましたが、検討を重ねるといところで、休会とさせていただければと思いますが、双方ご異論はありませんでしょうか。

異議なし

部会長 では、予定していましたが8月5日10時からの審議会は休会といたしまして、次回 8月6日9時30分から第3回専門部会を開催し、それぞれの検討結果をお示しいただければと思います。

以上で、予定していた本日の議題は終了しましたが、ほかに何かご意見などは大丈夫でしょうか。

意見なし

部会長 では、本日の専門部会は終了いたします。

[閉会] 午後4時05分